

社会福祉法人 函館仁愛会 女性活躍推進法に基づく行動計画

男女とも平等に全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

2. 内容

目標 ① 年次有給休暇の取得率向上。平均取得率50%以上

取組・対策 各人、前年の取得日数よりプラス3日以上の取得に心掛ける。
周囲の理解と協力、休暇取得状況を適時確認をし取得を促す。

目標 ② 女性が活躍できる職場であることについての求職者にむけた積極的な広報。非正職員から正職員へ雇用形態転換の対応。

取組・対策 求人誌等に女性職員を掲載し、活躍場のイメージを形成。
家庭環境の変化に応じた配置転換や勤務シフトなど、働き方を柔軟に対応をする。